

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	町としての要件に関する条例		
条 例 番 号	昭和 23 年神奈川県条例第 32 号	法 規 集	第 1 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	総務部市町村課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町となるべき普通地方公共団体が具備しなければならない要件を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	町となるべき普通地方公共団体は、都道府県の条例で定める要件を具備しなければならない。また、現に村が存在する現状にあっては、町となるべき要件を定めた当条例は現在も必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	条例に定める事項は、市に関する事項に類似したものについて、要件を緩和して規定したものであり、町となるべき要件として、有効である。	該当事例なし
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	町となるべき普通地方公共団体の具備すべき要件をあらかじめ条例として明示しておく方が、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	住民に身近な基礎自治体として、町となるべき要件を定めたものであり、地域主権型社会をめざす県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法の規定に基づくものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)